第1節 公共施設の災害復旧計画

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規程により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

1 復旧事業の方針

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復日事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講 じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定 促進

激甚災害が発生した場合、村及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に 行われるように努める。

(4) 復旧事業の計画に際しての留意事項

ア 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。

イ 復旧事業の計画

再度災害防止のための、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設 又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

ウ 復旧事業の総合化

他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

エ 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

(5) 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は県及び関係機関と連携して次のとおり被災者措置を講ずる。

1 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その 内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

2 職業の斡旋

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機 関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介(職業安定法第19条の2) により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技 術専門校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得され るよう努める。

3 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体 に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(下表参照)

(根拠法令:災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号))

対象となる	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害				
自然災害であり、	1 実施主体	死亡者の配偶	1 死亡者が災害	1 支給方法
かつ、下記のいず	村(村条例	者	弔慰金の支給を	村が被災状況、遺族
れかに該当するも	に基づく)	死亡者の子	受ける遺族の生	の状況等必要な調査を
のであること。	2 経費負	死亡者の父母	計を主として維	行い支給する
	担	死亡者の孫	持していた場合	
1 村の区域内に	国1/2	死亡者の祖父	500万円以内	2 支給制限
おいて、住家滅	県1/4	母	2 その他の場合	①死亡が本人の故意又
失世帯数が5以	市町村		250万円以内	は重大な過失による
上であること。	1/4			場合(村長の判断によ
2 県内において、				る)
災害救助法の適				②下記の規則等に基づ
用された市町村				く支給がある場合
が1以上である				ア 警察表彰規則
こと。				イ 消防表彰規程
3 上記と同等と				ウ 賞じゅつ金
認められる特別				に関する訓令

の事情がある	対象の災害に	1 障害を受けた	③その他村長が支給
場合の災害で、	より負傷しま	者がその世帯の	を不適当と認める
厚生労働大臣が	たは疾病にか	生計を主として	場合
	かり、それが		<i>™</i> ⊔
認めたもの	治ったとき下	維持していた場	
	記に掲げる程	合	
	度の障害を有	250万円以内	
	する者に支給	2 その他の場合	
	する	125万円以内	
	1 両眼が失		
	明した者		
	2 咀嚼及び		
	言語の機能		
	を廃した者		
	3 精神系統		
	の機能又は		
	精神に著し		
	い障害を残		
	し、常に介		
	護を要する		
	者、胸腹部		
	臓器の機能		
	に著しい障		
	害を残し、		
	常に介護を		
	要する者		
	4 両上肢を		
	ひじ関節か		
	ら先を失っ		
	た者		
	5 両上肢の		
	用を全廃し		
	た者		
	6 両下肢を		
	ひざ関節か		
	ら先を失っ		
	た者		
	7 両下肢の		
	用を全廃し		
	た者		
	8 精神又は		
	身体の障害		
	が重複する		
	場合におけ		
	る当該重複		
	する障害の		
	程度が前各		
	号と同程度		
	以上と認め		
	られる者		
	2,, 2		

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。 (根拠法令:被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号))

する。	(松拠	法令:被災者生活	一种建义 货	法人平成	江10年法律弗10万)				
区分		支給の	内 容	等					
実施主体	県(被災者生活再建支援	基金に支給事務を委託	<u>E</u>)						
	(1) 災害救助法に定める	適用基準(1号又は2	号)に該当	á する被害が	が発生した市町村の				
対象災害	区域にかかる自然災害								
	(2) 10以上の世帯の住宅	が全壊する被害が発生	こした市町村	寸の区域に依	系る自然災害				
	(3) 100以上の世帯の住宅	(3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害							
	(1) 居住する住宅が全壊	(1) 居住する住宅が全壊した世帯							
	(2) 居住する住宅が半壊	し、倒壊による危険防	5止の必要か	ぶあること、	当該住宅居住のた				
	めに必要な補修費等が	著しく高額となること	:等により、	当該住宅を	を解体し、又は解体				
対象世帯	されるに至った世帯								
	(3) 火砕流等による被害	が発生する危険な状況	こが継続する	らこと等に	より、居住する住宅				
	が居住不能のものとな	り、かつ、その状態が	長期にわた	こり継続する	ることが見込まれる				
	世帯								
		T	ı						
	24 to 0 to 3 A 31 to 7			限度額	/+t+ -t-v				
	前年の収入合計額	世帯主の年齢等	複数	単数	備考				
			世帯	世帯					
		左根が11日1-40 v	000	0.05	1 収入額は、総				
支給額	500万円以下	年齢は問わない	300万円	225万円	所得金額を基礎				
义 和 領	500 - TH - 47 > 500 - T	1.作以1. 中以五位			に一定の算定式				
	500万円を超え700万	45歳以上又は要援	150万円	112.5万	により求める。				
	円以下	護世帯	100/3/1		2 要援護世帯				
	700 エロナ 却 き 000 エ	60歳以上又は要援		円	は、内閣府令で				
	700万円を超え800万		150万円	112.5万	規定				
	円以下 	護世帯	100/3/1	円					
	L	 毎しわる通常奴弗 樹	記し奴弗の名						
	ペス相談及領は、文相外 れぞれに限度額がある		が発して	1月16月(世市	所性負、付別性負で				
	(1) 通常経費	o /							
	① 生活に通常必要な	物品の購入費又は修理	1書						
	② 住居の移転に通常		'						
	(2) 特別経費	名·安·尔伊拉莫 () [() 11)						
	,	1域又は被災世帯に属	する者の特	別な事情に	こより生活に必要な物				
支給対象	品の購入費又は修理) 0 L ·) [4	21.04 4- 1117					
経費		 - 者の住居の移転のた	めの交诵書	,					
	③ 住宅を賃貸する場				団 (いわゆる礼金、権				
	利金等)								
	, , , ,	傷し、又は疾病にか	かった場合	の治療に要	要する医療費で、自然				
	災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われるもの								
申請先	被災者生活再建支援基	金(県、市町村経由)						

(3) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。 (根拠法令:災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号))

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
122/3 7	災害救助法が適用	1 実施主体		1 世帯主の1か月	1 申請
	された自然災害	村(村条例	害により、世帯主	以上の負傷	被害を受け
	Chare I more	に基づく)	が負傷又は家財等	150万円以内	
		(1227)	に被害を受けた世	2 家財等の損害	内
		2 経費負担	帯で、かつその世	ア 家財の1/3	2 据置期間
災		国2/3	帯の前年の所得が	以上の損害	3年
		国 2 / 3 県 1 / 3	下記金額以内の世		(特別の事情
		异 1 / 3			
#			带	イ 住居の半壊	のある場合)
害			1人世帯 220万円		3 償還期間
			2人世帯 430万円	ウ 住居の全壊	据置期間経
			3人世帯 620万円	250万円以内	
援			4人世帯 730万円	エー住居全体の滅	(特別の事情
			5人世帯以上の場		のある場合
			合	350万円以内	
護			1人増すごとに3	3 1と2が重複し	4 償還方法
			0万円を加算した額	た場合	年賦又は半
				ア 1と2アが重複	年賦
資			但し、その世帯の	250万円以内	5 貸付利率
			住家が滅失した場	イ 1と2イが重複	年3%
			合は1,270万円	270万円以内	(据置期間中
金				ウ 1と2ウが重複	は無利子)
				350万円以内	6 延滞利息
				4 次のいずれかの	年10.75%
				事由に該当する場	
				合で、かつ被災し	
				た住居を建て直す	
				際に、残存部分を	
				取り壊さざるを得	
				ないなど特別の事	
				情がある場合	
				アニタイの場合	
				250万円以内	
				イ 2ウの場合	
				350万円以内	
				ウ 3イの場合	
				350万円以内	

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金(災害援護資金・住宅資金)の貸付けを行う。

ただし、災害
・ だと、災害
・ では、災害
・ できる
・

(根拠法令:生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社第398号))

	刨	対象となる災害	実施主体等		貸付限度額	貸付条件
15	E/J'1	災害救助法の適	1 実施主体 1 実施主体	災害を受けたこ	150万円以内	
生	災	火害救助伝の週 用されない小規	1 美施主体 県社会福祉	火音を受けたこ とにより困窮し、	10077125713	6か月以内
	害	模の自然災害、	協議会	自立更正をする		2 償還期間
活						据置期間経過後
石	援	及び火災等自然		ために資金を必		7年以内 3 貸付利率
1 	護	災害以外の災害	村社会福祉	要とする低所得		年3%
福	資 .	など	協議会及び民	世帯		(据置期間中は無
l	金		生委員			利子)
祉	住			 災害による被害	150万円以内	1 据置期間
	宅			を受けるなど、	(特に必要と認め	6か月以内
資	資			住宅の増改築、	られる場合245万円	2 償還期間
	金			補修等に資金を	以内)	据置期間経過後 7年以内
金	MZ.			一個修寺に真金を 必要とする低所	<i>∞</i> \r 1)	(左記の特に必要)
				御子		と認められる場合
				44 虚地		9年以内)
						3 貸付利率
						年3% (据置期間中は無
						利子)
		被害の程度に応		上記のとおり	 1 家財のみ破損	
生	±	じて、上記資金		上記のとねり	150万円以内	
	重	の重複貸付が可			2 住宅の半壊・ 半	
活		能である			焼 170万円以内	
	複				3 住宅の全壊・ 全	
福					焼 250万円以内	
	貸				4 3の場合でか	
4.1					つ特別の事情の ある場合	
祉	付				める場合 350万円以内	
資					5 上記2、3に	
					おいて被災した	
金					住宅を建て直す	
علد					際に、残存部分 を取り壊さざる	
					を得ないなど特	
					別の事情がある	
					場合	
					(上記2の場合)	
					250万円以内 (上記3の場合)	
					350万円以内	

(5) 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母(配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)及び寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者)等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。 (根拠法令:母子及び寡婦福祉法)

	- 0	,,, ,, ,, ,	
貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
		15,000円以上	6か月間
事業開始資金	住宅又は家財の被害	30,000円未満	
		30,000円以上	1年間
		15,000円以上	6か月間
事業継続資金		30,000円未満	
及び住宅資金	住宅又は家財の被害	30,000円以上	1年間
		45,000円未満	
		45,000円以上	1年6か月間

事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その措置期間を、貸付の日から2年をこえない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。

4 住宅金融公庫への斡旋

(1) 災害復興住宅資金

村は県と連携を図り、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金融資摘要災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、村においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 災害特別貸付金

村において災害により滅失家屋が10戸以上となった場合、被災者の希望により災害の実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融和歌山代理店に申し出るとともに、現地に相談所を設置し被災者に融資制度の内容を周知する等必要な措置をとり、借入申し込みに際してはその手続き上の指導を行う。

(3) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資の斡旋について、村及び県は災害特別貸付と同様の措置を講ずる。

5 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失して低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は 県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業復興資金(行財政グループ)

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫及び国民生活金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2 農林災害に対する融資制度

- (1) 農林漁業金融公庫からの融資
 - ア農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通

- イ 農林漁業セーフティネット資金(災害資金) 災害に伴う経営再建費(経営続行を可能にする程度の経営再建費用)を融通
- ウ農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

エ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成19年11月19日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち据置期間
	(共同利用施設) 農協等が設置する農産	農協・農協連、土	2. 15%	20年以内	3年以内
	物の生産・流通・加工	地改良区・同連合			
	・販売に必要な共同利	会、5割法人・団			
	用施設等の復旧	体、農業共済組合			
# 11.75		・同連合会等			
農林漁					
業施設	(主務大臣指定施設)		1.80%	15年以内	3年以内
資金	農業用施設、果樹の定	農業を営む者			
	植、樹園地の整備、果				
	樹棚の設置、樹苗養成				
	費等	alle Mile 2 Me 2 hand i			
農林漁	災害により必要とする	農業を営む個人、		10/EDIH	2年11日
業セー	経営再建費、収入減補	農業生産法人	1. 45%	10年以内	3年以内
フティ	てん費				
ネット					
資金					
農業基	農地、牧野又はその保	農業を営む者、土	1.45~	20年以内	10年以内
盤整備	全、若しくは利用上必	地改良区・同連合	1. 70%		
資金	要な施設の災害復旧	会、農協・農協連			
		等			

(2) 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。(天災資金)

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金	の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期	間	貸付限	良度額
			種苗、肥料、飼	被害農林漁業	1.60%以内	$3 \sim 64$	年	個人	
			料、薬剤、家畜、	者			以内		200万円
	経		漁具、稚魚、漁	①農業にあっ				法人	
			業用燃料当購入、	ては、年収量					2000万円
天			漁船の建造・取	の30%以上の					
		一般天	得等農林漁業経	減収でかつ年					
		災	営に必要な資金	収入10%以上					
	営	(注1)		の損失額又は3					
				0%以上の樹体					
				損失額のある					
災				者					
				②林業、漁業					
	資			にあっては、					
				年収入10%以					
				上の損失額の		$4 \sim 74$	年	個人	
				ある者又は50			以内		250万円
資		激甚災		%以上の施設				法人	
	金	(注1)		損失額のある					2000万円
				者					
	事	一般天	天災により被害	在庫品等に著	1.60%以内	3年		25007	
金	業	災	を受けたために	しい被害を受		以内	連合	会50007	万円
	資	(注1)	必要となった事	けた農協、農					
	金	激甚災	業運転資金	協連、森組、			組合	50007	万円
		(注1)		森組連、水協			連合	会75007	万円

- (注)1 一般天災とは天災融資法のみの適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用 をも受ける天災をいう。
 - 2 貸付利息は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を 考慮して設定している。

3 林業災害に対する融資制度

- (1) 農林漁業金融公庫からの融資
 - ア農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成19年11月19日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち据置期間
	(共同利用施設)				
	造林、林産物の生産・	森林組合・同連	2. 15%	20年以内	3年以内
	流通・加工・販売等に	合会、中小企業			
農林漁	必要な共同利用施設の	等協同組合、5			
業施設	復旧	割法人・団体、			
資金		林業振興法人等			
	(主務大臣指定施設)				
	造林、異常降雪等によ	林業を営む者	1.80%	15年以内	3年以内
	る被害森林の復旧〈補				
	助対象事業〉				
	(造林)				
	台風、異常降雪等によ	林業を営む者、	1.80~	30年以内	30年以内
	る被害森林の復旧〈補	森林組合、同連	1. 95%		
	助対象事業〉	合会			
	(樹苗養成施設)				
	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業	1.75~	15年以内	5年以内
		を営む者、森林	1. 95%		
林業基		組合・同連合			
盤整備		会、中小企業等			
資金		協同組合			
	(林道)				
	自動車道、軽車道及び	林業を営む者、	1.80~	20年以内	3年以内
	これらの付帯施設(林	森林組合・同連	1. 95%		
	産物搬出用機械含む)	合会、中小企業			
	の復旧	等協同組合			

(2) 林業改善資金の融通

火災、気象上の原因による災害、その他の災害により損害を受けた森林の整備を行 うために必要な資金を融通

貸付対象者·貸付利率·償還期間等

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率	償還期間	貸付限度額
		作業路の開設・	森林所有者、			
		改良費用、被害	素材生産業			
林業生	被害森林整	木等の伐採・搬	者、種苗生産			森林面積
産高度	備資金	出、若しくは防	業者、森林組	無利子	5年以内	1 haにつき
化資金		除処理費用及び	合・同連合			120万円
		作業労賃	会、生産森林			
			組合、造林公			
			社等			

第4節 義援金の配分計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

1 義援金の配分

- (1) 義援金の配分については、日本赤十字社和歌山県支部、その他義援金募集関係機関と義援金配分委員会等(以下「配分委員会等」という。)を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。また、この業務に関って、村広報等による広報活動やその他必要な支援を行う。
- (2) 配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。
 - ア 配分金額
 - イ 配分対象者
 - ウ配分方法
 - エ その他義援金配分に関すること。

[日本赤十字社和歌山県支部]

日本赤十字社和歌山県支部、又は日本赤十字社和歌山県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。

- (1) 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせたものとする。
- (2) 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
- (3) 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
- (4) 義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

[県]

県は、日本赤十字社和歌山県支部、又は配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うことになっている。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 激甚災害に関する調査

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。 [県]

- (1) 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることにしている。
- (2) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

2 特別財政援助額の交付手続等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提供しなければならない。